

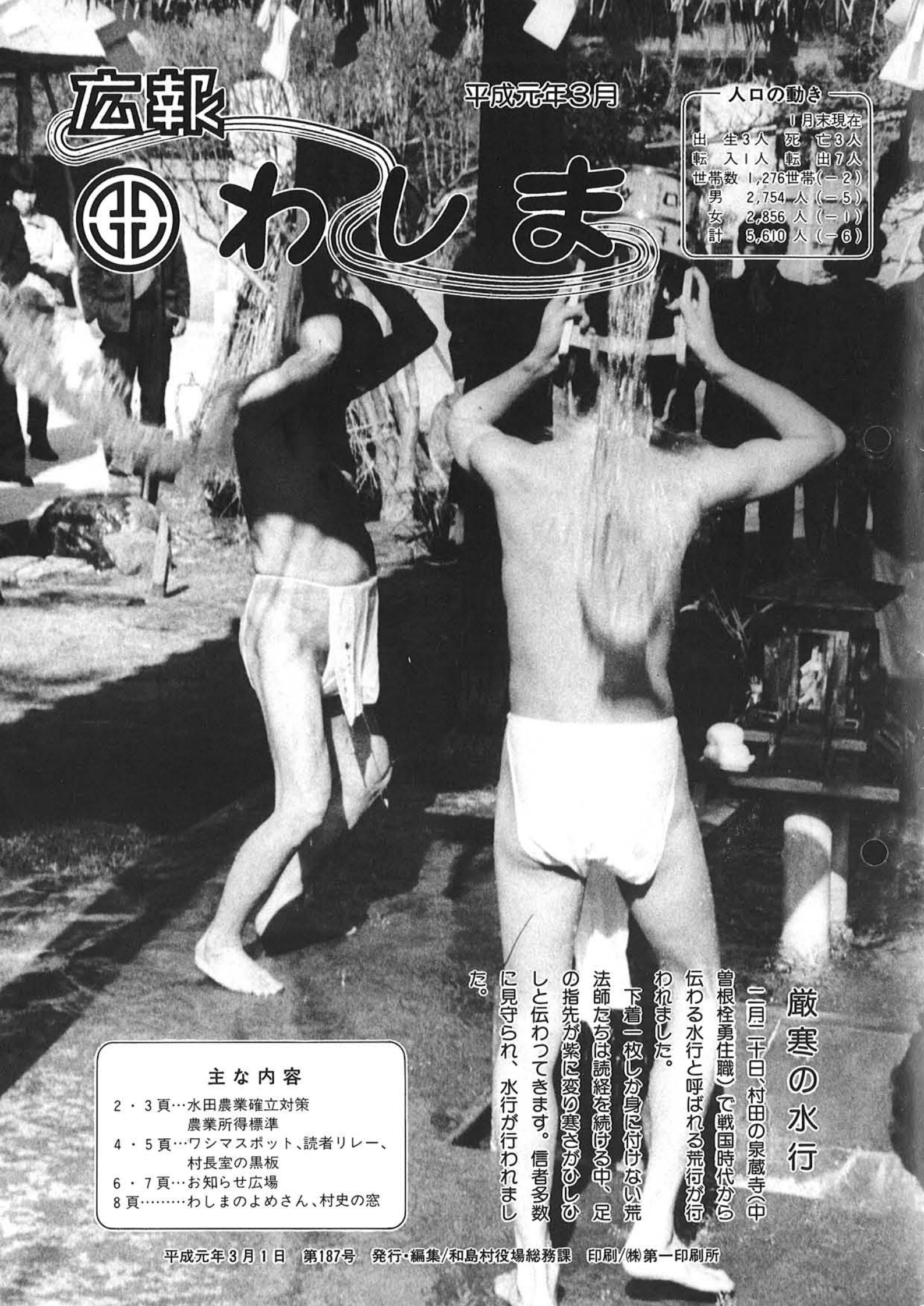
広報

平成元年3月



わしま

人口の動き	
1月末現在	
出生3人	死亡3人
転入1人	転出7人
世帯数 1,276世帯(-2)	
男 2,754人(-5)	
女 2,856人(-1)	
計 5,610人(-6)	



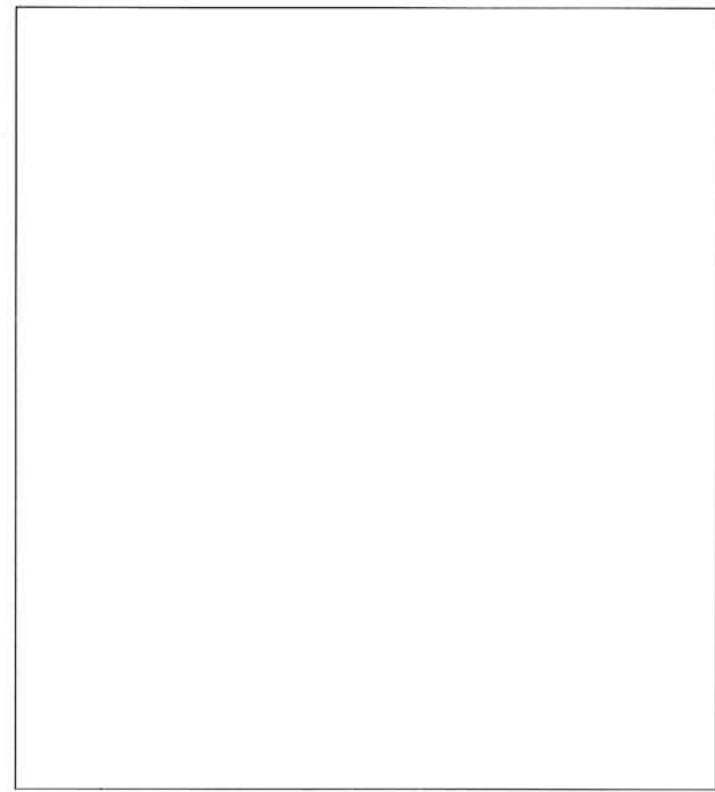
わしま よめさん

駅前 久住やよいさん
(世帯主 誠吾さん)

久住やよいさんは長岡市・長岡イシヤセミナール(予備校)に勤めておられ、長岡市から嫁いで来られました。
主人の誠さんは父と木工業を営まれ、昭和六十三年春に知人の紹介でやよいさんと結婚されました。
久住さんは現在、父と若夫

婦の四人家族です。
——村の印象はいかがですか？
四年前、初めて島田小学校にお世話になりました。
その時、初めて和島村を知り、子供たちが大変素直で、人なつこく、それが和島村の全体の雰囲気のように思いました。
それで、村の人たちの人柄が暖かいのにはれこんで嫁に来ました。

夢でもあり希望です。
都会の塾という感じのギツギツしたものでなくマイホーム的な中で子供たちと一緒に勉強ができたら最高だと思います。
それに自分で教えた子供たちの成長が身近で見られるのも楽しいことだと思います。
——村や地域に対して意見や要望はありますか？
ほかの市町村の人にも和島村をアピールするためにも、良寛の里事業を是非成功させていきたいと思っています。



村史の窓(創刊号)

昭和六十三年八月一日号の「広報わしま」において、「村史編さん事業始まる」の見出しで村史編さん事業がスタートしたことをお知らせいたしました。その内容は、村史編さん監修者には寺村光晴先生、村史編さん室嘱託員には宇木茂氏が決定したこと、また、村史編さん委員会委員、村史編さん協力員の皆さんの氏名等でした。
村史編さんの目的は、原始・古代の昔から現代にいたる和島村の歴史を明らかにするとともに、村民の郷土に対する理解を深め、関心を高めることです。貴重な資料を後世に残すため整理保存し、それをわかりやすくまとめた「和島村史」を出版しますが、これは未来の「和島村」を考える糧ともなるものです。
編さん作業の中で、最も基本となるものは資料の収集・調査です。その資料とは、主に古文書や土器・石器等がありますが、そればかりでなく



柄沢博家古文書

現代にいたるまでの記録、写真、絵画、建物、村の景観、風俗等も大切な資料です。
(調査協力のお願)
村史編さん事業を推進するために、村民の皆さんのご理解とご協力がぜひとも必要です。資料の収集・調査の際には、資料を見せていただいたり、お話を伺うことになると思います。
今回より「村史編さん事業」について、皆さんのご理解を深めていただくために、この「村史の窓」を続ける予定であります。
次回より、編さん事業がスタートしてから収集した資料の一部を、北辰中学校の永井先生より紹介していただく予定です。よろしくお願ひします。

厳寒の水行

二月二十日、村田の泉蔵寺(曾根柵勇任職)で戦国時代から伝わる水行と呼ばれる荒行が行われました。
下着一枚しか身に付けない荒法師たちは読経を続ける中、足の指先が紫に変わり寒さがひしひしと伝わってきます。信者多数に見守られ、水行が行われました。

主な内容

- 2・3頁…水田農業確立対策 農業所得標準
- 4・5頁…ワシマスポット、読者リレー、村長室の黒板
- 6・7頁…お知らせ広場
- 8頁…わしまのよめさん、村史の窓

“明日の水田農業の確立”を目指して!!

平成元年度集落別目標面積

(水田農業確立対策・米需給均衡化緊急対策合計面積)

集落名	項目	目標面積(a)	集落名	項目	目標面積(a)
上小島谷		750	上 桐		1,799
中小島谷		536	三瀬ヶ谷		323
下小島谷		740	北 野		669
下 富岡		907	根 小屋		279
若 野 浦		210	荒 卷		718
阿弥陀瀬		298	新 田		715
高 畑		467	中 央		406
日 野 浦		795	下 町 上		436
中 沢		1,063	下 町 下		429
梅 田		506	川 端		431
東 保 内		1,085	道 城 下		346
村 田		518	法 善 町		431
城 之 丘		375	寺 町		459
両 高		1,439	小 谷		220
			合 計		17,350

うち他用途利用米生産予定面積 3,480 a

平成元年度は、水田農業確立対策等目標面積一五七・六ha(他用途利用米二四・〇ha含む)に加え、消費・流通・生産の各般にわたる緊急な取り組みによる、米需給均衡化緊急対策として一七・〇ha(他用途利用米一〇・八ha含む)が配分されました。

これに対処するには、事態を農業者自ら深刻に受けとめ、収益性のない青刈稲、保全管理を減らし、集団転作の積極的な推進とその地域に合った作物を選定し、生産性の向上、輪作農法の確立、需要に応じコシヒカリを中心とした良質米の生産等、村、農協、農家の皆さんが一体となり、より効果的な、より実益的な営農体制づくりに取り組み、新しい時代に向けた水田農業を確立していかなければなりません。より一層の御協力と御理解をお願いします。

よそ一層の団地化の推進

地域別収量及び所得

地 域	収量(kg) (10 a 当り)	所得(円) (10 a 当り)
三瀬ヶ谷	584	112,667
高畑、日野浦、両高、村田、荒巻	570	109,630
北野、東保内、島崎、上桐、小島谷(分田・山本)、阿弥陀瀬、梅田	546	104,533
上小島谷、下富岡、中沢、根小屋	531	101,284
下小島谷、中小島谷、坂谷	520	98,967
城之丘(落水)・若野浦	499	94,471

昭和三十二年分の和島村の農業所得標準(属地により計算)が決まりましたのでお知らせいたします。

◎水稲一〇a 当り平均収量 五、四六 kg
米価(一〇〇kg 当り) 三〇、九八六円

◎普通畑一〇a 当り
○販売 九五、五一八円
一定面積以下(一五a) 三一、〇一六円
○非販売 三一、〇一六円
一定面積以下(五a) 二四、八二二円

農業所得標準

立、を目指して!!

昭和六十三年 転作は目標達成!!



大豆団地の防除

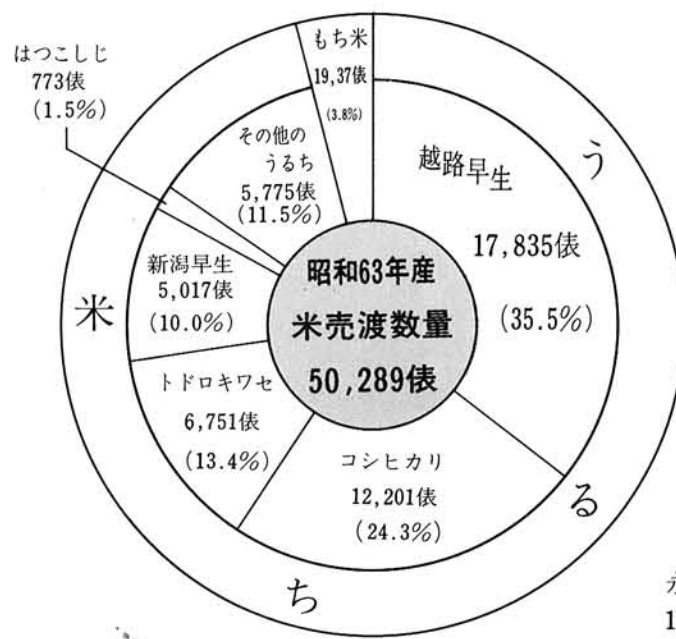
水田農業確立対策に、米需給均衡化緊急対策の加わった昭和六十三年度の転作目標面積一七四・七haに対し、一七九・六haの実施となり、達成率は、一〇二・八%と皆さんの御協力により達成する事ができました。

また、団地化も進み、上桐・根小屋・荒巻・島崎・両高の五地区に加え、東保内が約七haの団地化を新規に実施し、材全体でも四〇・一haが四九・七haと

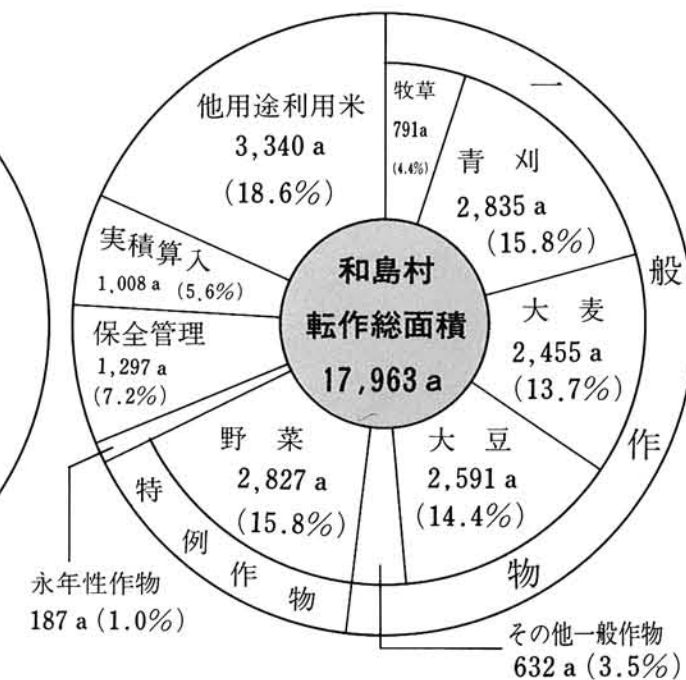
なり、年々団地も進んでいます。その反面、青刈・保全管理が依然に多く、転作総面積の二三%が青刈・保全管理で占められています。

昭和六十三年産の売渡数量は、コシヒカリ・越路早生が全体の約六割を占めており、特に全体の売渡数量が減っている中で、コシヒカリの数量が、二、一七六俵増えた結果となりました。

昭和63年産米売渡数量



昭和63年転作物実施状況



☆ スポット ☆



やったねおに「たいじ

二月三日、旧北辰中学校体育館で節分の豆まきが行われました。幼稚園、保育所の園児あわせて百八十名の子どもたちは、いく日も前からまわっていました。この日、歌やゲームを楽しんだあと、赤おに、青おに、黒おにの三びきが大きなくつをはき、太いぼうを持って「のそのその」とやって来ました。そうすると、新聞紙をまるめて作った卓球のホルル位の大きさから野球のボールのような形のものまで大きさはまちまちで「おにー外」「ふくはー内」とかけ声をかけ力いっぱいおにに投げつけました。中には、新聞紙で作った野球のバットの様なぼうで、おにになぐりかかったり、キックをしてみんなで力を合わせておにを追い払いました。

優勝和島剣道クラブ

第十七回 新潟市 建国記念剣道大会

毎年恒例となっている新潟市建国記念大会が二月十一日新潟市体育館で開催されました。二百七十チーム、一、六二〇人による熱戦が展開され、和島少年剣道教室からは、小学生の部に一チーム、中学生男子の部に指導員の先生一チームがそれぞれ参加しました。

その中で、県下各地から十八チームが参加した一般男子の部で、指導員の先生チームが強敵を連破、堂々の優勝を飾りました。おめでとございます。出場選手と戦績は次のとおりです。

- 和島剣道クラブ
 - 先鋒 早川 藤志秋
 - 次鋒 中村 淳
 - 中堅 長谷川 智明(寺泊町)
 - 副将 吉田 弥史(与板町)
 - 大将 中村 佳稔
- 戦績
 - 一回戦：不戦勝、二回戦：松下電子工事、三回戦：新潟大学、準決勝：新潟刑務所、決勝：地蔵堂剣士会

☆ ワシマ

島田小でさいの神

2月13日、島田小学校で児童会主催のさいの神が行われました。昨年秋に学校近くの田んぼからわらを分けてもらい、また、竹などもいただきました。グラウンドには高さ8m位の大きさのものが2つ作られました。「燃えろよ燃えろ」を全員で歌ったあと火が入れられ、しばらくすると火柱が昇るにつれ、竹の割れる音が山にこだましました。



村長室の黒板から

- 一月二十日 良寛の里設計協議 農業委員会出席
- 二月一日 予算査定完了
- 二月二日 長岡で参議院建設委員会に与板土木振興会代表陳情
- 二月三日 県治山林道協会役員会
- 二月四日 良寛の里用地視察
- 二月五日 農業所得傾向説明
- 二月六日 県農業所得協総会
- 二月七日 良寛の里設計協議
- 二月八日 長岡地区農団と交換会
- 二月九日 村農対との協議
- 二月十日 防炎会議
- 二月十一日 東北経済研修会
- 二月十二日 魚沼、中越家畜組合協会合併打合せの為会長会議
- 二月十三日 村建築士会
- 二月十四日 県国保連理事会
- 二月十五日 古治山林道協会役員会
- 二月十六日 良寛の里設計協議
- 二月十七日 阿弥陀瀬一日役場消
- 二月十八日 防炎会議
- 二月十九日 防炎会議
- 二月二十日 防炎会議
- 二月二十一日 防炎会議
- 二月二十二日 防炎会議
- 二月二十三日 防炎会議
- 二月二十四日 防炎会議
- 二月二十五日 防炎会議
- 二月二十六日 防炎会議
- 二月二十七日 防炎会議
- 二月二十八日 防炎会議
- 二月二十九日 防炎会議
- 二月三十日 防炎会議
- 三月一日 予算査定

輪の友情のよう 読者リレー

われら仲間シリーズ(68)

新潟の味

菊地正子さん(北野)



和島に嫁いで七年。すっかりかあちゃんらしくなり、夕飯のおかずを考えるのに四苦八苦して毎日、朝、目が覚めると、「夕飯何にしよう。」と考える。イヤになっちゃう。でも和島には、おいしいものがたくさんあるんですね。初めて口にすると、味がありません。味噌汁の上に浮かすとプーンと潮の香りがする青さ、清水の所にあるセリ。こんにゃくとましがえるいご。これはさっぱりしていておいしい。海が荒れた時に取れるぎばさ。味噌汁の上に浮かすとプーンと潮の香りがする青さ、清水の所にあるセリ。こんにゃくとましがえるいご。これはさっぱりしていておいしい。海が荒れた時に取れるぎばさ。味噌汁の上に浮かすとプーンと潮の香りがする青さ、清水の所にあるセリ。こんにゃくとましがえるいご。これはさっぱりしていておいしい。海が荒れた時に取れるぎばさ。

おだんご播き



二月十五日、根小屋の繁慶寺でお釈迦様の命日にちなんで「おだんご播き」が行われました。檀家や近所の方から手伝いをもらい、鉢で集められた米で、紅、白、黄のだんごが用意されました。本堂には子どもからお年寄りまで数十名が集まり沢山まかれました。

今月の納税

- ※ 国民健康保険料 三月分
- ※ 国民年金保険料 三月分
- ※ 幼稚園保育料 三月分
- ※ 保育所保育料 三月分
- ※ 水道使用料 三月分

お知らせ広場

家族そろって加入しましょう!! 新潟県交通災害共済組合

皆さん、「1日1円の会費で会員相互の助け合いを」ということで新潟県交通災害共済組合が発足してから今年で21年目になりました。この間皆様のご理解により加入会員の数は年々増え続けて、昭和63年度は県民247万人のうち178万人余の方々から加入していただきました。また、交通事故に遭われた方も多く、組合が発足してから今までに75億円を超える見舞金が支払われております。家族そろって交通災害共済に加入されることをお奨めします。この制度のくわしいことや、加入とか見舞金請求手続などについては役場総務課へおたずねください。

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡した場合	1,000,000円
2等級	自賠責施行令別表の等級区分の1級各号に掲げる傷害の場合	700,000円
3等級	治療を要した期間が6月をこえ、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上のもの	150,000円
4等級	治療を要した期間が5月をこえ、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上のもの	120,000円
5等級	治療を要した期間が4月をこえ、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上のもの	100,000円
6等級	治療を要した期間が3月をこえ、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上のもの	80,000円
7等級	治療を要した期間が2月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数30日以上のもの	60,000円
8等級	治療を要した期間が1月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数15日以上のもの	40,000円
9等級	入通院の実治療日数7日以上のもの	20,000円

児童手当制度について

児童手当法が改正され、二人目のお子さんから児童手当が受けられるようになったことは、ご存知のことと思います。今年（平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで）の支給要件は、平成元年四月一日現在において、二日目又は三人目のお子さんの年齢が、次に該当する養育者に支給されます。

①二人目・三人目以降
昭和五十八年四月二日以後に生まれた児童（六歳未満）を含む二人以上の児童を養育している者。

児童手当の額は、二人目の児童については、月額二千五百円、三人目以降の児童については、一人につき月額五千円が支給されます。

なお収入が一定の額以上の方は、児童手当は受けられません。※詳しいことについては、役場福祉係に相談して下さい。

◎ 児童四人までの世帯における手当額の経年変化は次のとおり

●は、手当支給対象児童 ○は、手当支給対象外児童

建物の安全を見直しましょう

建築物防災週間

平成元年3月7日から
(昭和63年度下期)3月13日まで

地震、火災、がけ崩れ等各種の災害は忘れたころにやってきます。それらの災害から建築物の安全を確保し、尊い人命、財産を守るためには建築物の防災性能を向上させるとともに、県民の皆さんが建築物の安全について、ふだんから注意をするとともに、建築物の防災に対する努力をして行くことが大切です。

三月中の国民年金

◎60歳になる人
昭和四年三月二日から昭和四年四月一日生まれの人は、掛金を掛け終わりました。老齢基礎年金の繰り上げ請求を希望する人は、請求できません。

◎60歳以上65歳未満の人
受給資格期間を満たすことができない人、または過去に保険料の未納や免除があるため、掛け金をして年金額を増やしたい人は、任意加入することができます。

任意加入を希望する人は、必ず任意加入を希望する人は、必ず役場の窓口へ届け出て下さい。

◎65歳になる人
大正十三年三月二日から大正十三年四月一日生まれの人は、老齢（通算老齢）年金の請求をしましょう。

◎現況届を出す人
今月生まれの受給者は、現況届のハガキが届いたなら、忘れずに早めに証明を受けて出しましょう。

期限まで提出しない場合は、年金が一時差し止めとなります。ハガキを紛失した時は、国民年金係に申し出て下さい。

「住所変更届」は速やかに

年金を受けている皆さんの中で、住所を変更したのに「受給権者住所変更届」を提出していない方はいませんか。この届書が提出されない時には、支払通知書が届かなくなったり、年金支払そのものができなくなったりします。事故防止のために、住所を変更した時は必ず届出をしましょう。

なお、氏名を変更した時や支払機関を変更した時も届出が必要です。詳しくは、役場の国民年金係におたずねください。

固定資産課税台帳の縦覧について

地方税法第四一五条により、平成元年度の固定資産税台帳の縦覧期間については左期のとおりとしましたので、期間内に認印持参のうえ役場税務課にて縦覧してください。

今年度の未納はありませんか ～国民年金保険料～

三月は年度末ですね。国民年金も年度末です。昨年4月からの1年間の締めくくりの月です。そこで、この1年間の国民年金保険料を点検してみてください。ついうっかり納め忘れていたとか、口座振替のはずが引き落とされずにいる保険料はありませんか。

「ほんの2～3ヵ月くらいの未納月数なんて……」と思っている方もおいでかもしれませんが、万一事故にあったときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなったり、将来に備えての老齢基礎年金を受けられなくなってしまう危険もあります。もう一度よく確かめ、未納があったらすぐに納めましょう。

3月の心配ごと相談

日時…6日、15日、25日
午前9時から正午まで

場所…福祉センター老人室

内容…生活相談・医療相談・家事相談・児童相談・年金相談・身障相談・職業相談・その他なんでも

その他…相談内容は秘密で費用は無料です。

おかあさん わすれちゃダメよ!

—保健衛生行事—(3月)

月	日	曜	種 目	対 象	時 間	場 所
3	8	水	献 血	16歳～65歳未満	午前10時～正午 午後1時～3時	福祉センター
	9	木	(離乳食実習) 乳児相談	全 乳 児	午後1時～3時	福祉センター
	13	月	リハビリ訓練	希 望 者	午前9時～正午	与板てまり荘
	23	木	リハビリ訓練	希 望 者	午後1時～4時	福祉センター
	24	金	3歳児検診	S60年10月1日～S61年3月31日生まれの幼児	午後1時～3時	福祉センター



4 受 給 の 方 法

(1) 臨時福祉特別給付金の支給を受けようとする方は、支給申請書に必要な事項を記入して、役場住民課に3月15日までに提出して下さい。

役場では、支給対象者に該当すると思われる方には別途通知いたします。

別途通知がなかった方でも支給対象者に該当する場合は、支給申請書に必要な事項を記入して役場住民課に提出して下さい。

※ 支給申請書の用紙は役場住民課にあります。

(2) 臨時福祉特別給付金は、支給申請書提出後、受給資格が認定されると村から支給されることになります。

不明な点は下記にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

役場住民課福祉係

電話 74-3111 内線 28番、29番

“臨時福祉特別給付金についてお知らせ”

臨時福祉特別給付金が支給される予定です

昨年、国会で税制改革の関連法律が成立し、この中で消費税の創設等が行われることとなりましたが、これに伴って、老齢福祉年金、特別障害者手当の受給者の方などの生活の安定と福祉の向上及び低所得の在宅ねたきり老人などに対する在宅介護の支援に資するため、臨時福祉特別給付金（一時金）が支給される予定です。具体的な支給対象者や支給の方法などは次のとおりですが、支給を受けようとする方は支給申請書に必要な事項を記載して住所地の市町村に提出する必要がありますので御注意ください。

1 臨時福祉特別給付金の種類と支給額

(1) 臨時福祉給付金（福祉給付金）

支給対象者1人につき 1万円

(2) 臨時介護福祉金（介護福祉金）

支給対象者1人につき 5万円

2 福祉給付金の支給対象者

- (1) 平成元年2月1日（以下「基準日」といいます。）において、本年2月分の次のいずれかの年金又は手当を受給できる方
 - ① 老齢福祉年金
 - ② 障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの（年金証書の記号番号の左から5桁目と6桁目が「63」又は「26」に該当するもの）
 - ③ 遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの（年金証書の左から5桁目と6桁目が「27」又は「28」に該当するもの）
 - ④ 児童扶養手当
 - ⑤ 障害児福祉手当
 - ⑥ 特別障害者手当
 - ⑦ 福祉手当（経過措置分）
 - ⑧ 原爆被爆者諸手当（医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当）
- (2) 基準日において本年2月分の特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の方
- (3) 基準日において70歳以上の方（大正8年2月1日以前にお生まれになった方）で、市町村民税非課税世帯に属している方
……高齢者御本人又は高齢者御本人の生計を維持している方が昭和63年度分の市町村民税を納めていない場合がこれに該当します。
- (4) 上記(1)～(3)に該当する場合でも、基準日において生活保護を受けている方や社会福祉施設に入所されている方などについてはそれぞれの制度において別に対応措置（生活保護費に1万円を加えて支給など）がとられるため、福祉給付金は支給されません。
なお、通所（通園）施設等で通所サービスを受けている方や軽費老人ホーム等の契約型の施設に入所されている方で(1)～(3)に該当する場合は福祉給付金の支給対象となります。

3 介護福祉金の支給対象者

- (1) 基準日において生活保護を受けている方か、あるいは市町村民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に属している方（御本人又は御本人の生計を維持している方が昭和63年度分の市町村民税を納めていないか又は均等割の税額のみを納めている場合がこれに該当します。）で次のいずれかに該当する方。
 - ① 基準日において6カ月以上（昭和63年8月1日以前から）継続して、ねたきり又は痴呆等の状態にあるため常時の介護を必要としている65歳以上の方（大正13年2月1日以前にお生まれになった方）
 - ② 本年2月分の障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当（経過措置分）を受給できる方。
- (2) ただし、基準日において、病院、診療所、老人保健施設に継続して3カ月を超えて入院（昭和63年10月31日以前からの入院）している方、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している方、里親に委託されている方や養護委託者に委託されている方には介護福祉金は支給されません。